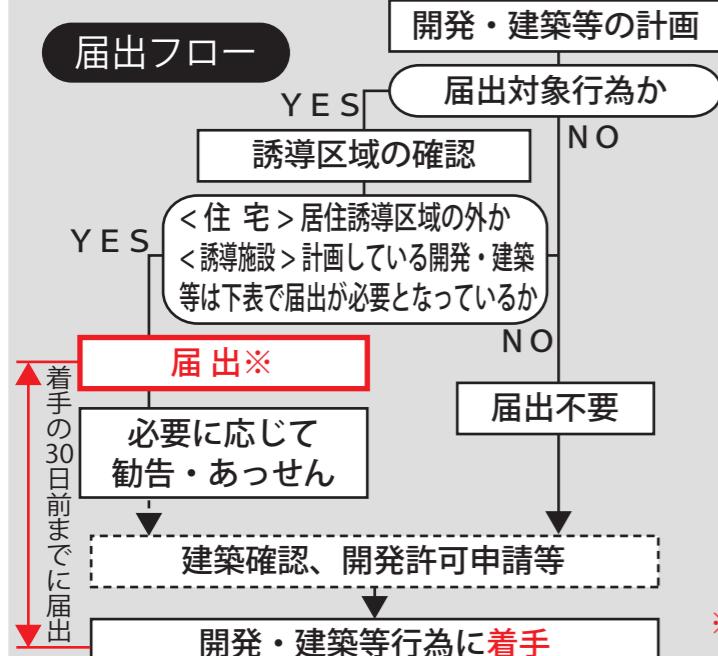
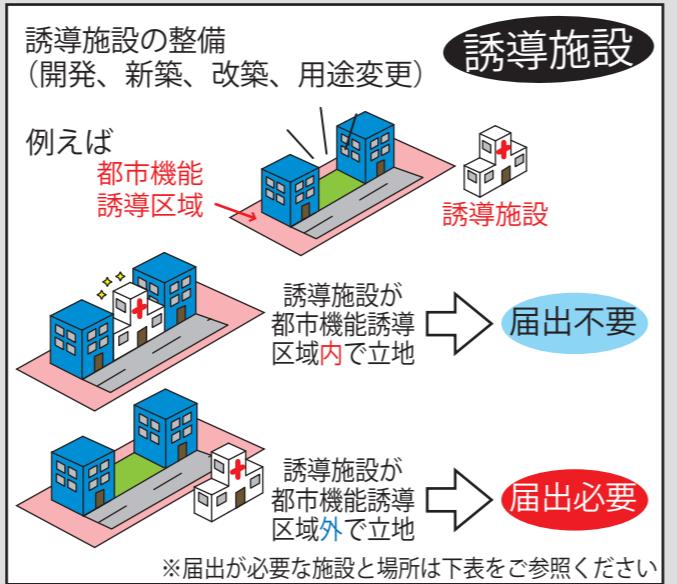
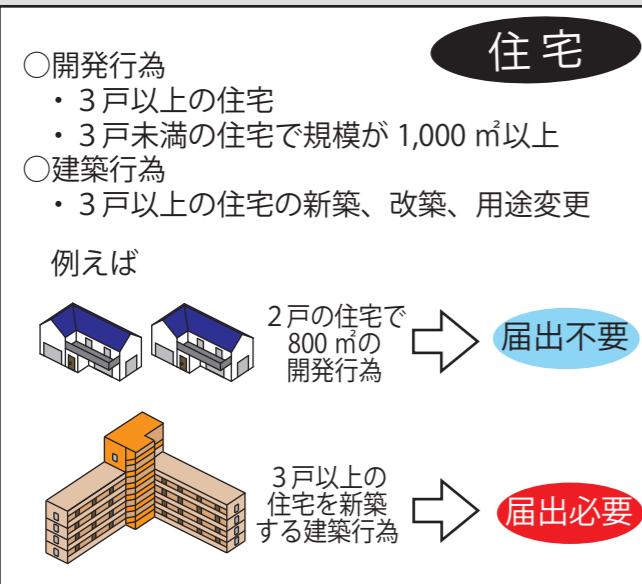


7 届出制度

居住や都市機能を緩やかにコントロールし、立地動向を把握するため、都市機能誘導区域の外または居住誘導区域の外において、一定の開発行為や建築行為を行う場合に市長への届出が義務付けられます。

届出対象行為



注意！

- 以下の法律に基づき罰則規定や監督処分があります。
- 届出をしない、又は虚偽の届出をした者への罰則
⇒30万円以下の罰金
(都市再生特別措置法第130条第2項、第3項および第131条)
 - 重要事項説明の違反
(宅地建物取引業法第35条第1項第2号)
※都市再生特別措置法の制限の概要について説明義務
⇒宅地建物取引業法第65条（指示処分、業務停止処分）、第66条（免許取消処分）の対象

※届出制度の効果的な運用のため、開発許可申請や建築確認申請等に先行して届出されるようご協力をお願いします。また、事前のご相談もご検討ください。

<誘導施設>届出が必要な施設と場所

誘導施設	立地場所	商業			医療		福祉		子育て		教育		文化・交流			行政		運動		交通		
		大規模店舗等			救急医療施設		障害者福祉施設	子育て支援施設	病児・病後児保育施設	大学	専修学校	文化ホール	図書館等※	交流拠点施設	行政施設(窓口)※	スポーツ施設(大規模)	スポーツ施設(地域)	鉄道(駅)	高速バスターミナル	ターミナル(フェリー・旅客船等)		
都市機能誘導区域	都心部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	都心周辺部	—	要	—	—	—	要	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	要		
地域拠点	北部	—	要	—	—	要	要	—	—	要	要	要	要	要	要	要	要	—	—	要		
	東部	—	要	—	要	要	要	—	要	要	要	要	要	要	要	要	要	—	要	要		
	南部	—	要	—	要	要	要	—	要	要	要	要	要	要	要	要	要	—	要	要		
都市機能誘導区域外	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要		

※科学館や国の行政窓口は都心周辺部で届出不要

詳しくは、長崎市都市計画課ホームページをご覧ください。

長崎市立地適正化計画（原案）

～安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市を目指して～

〇計画期間 平成30年度(2018年)
～平成47年度(2035年)

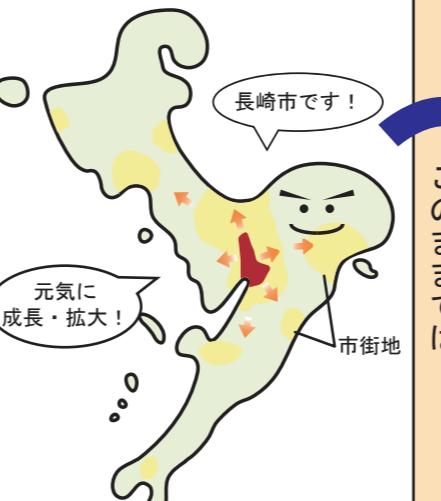
1 基本方針

市民にとって安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくり

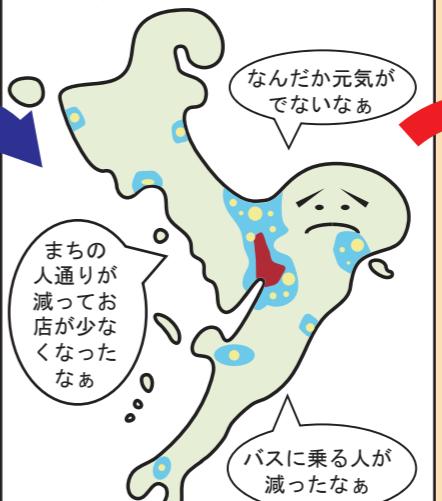
人口減少が進み、人がまばらに暮らすまちになると、お店や病院などの暮らしに必要な施設（機能）が少なくなるなど、暮らしにくいまちに変わっていくおそれがあります。そうならないために、「みんなでまちを支えるしくみ」の一つとして、「立地適正化計画」を策定し、暮らしやすい都市づくりに取り組んでいきます。



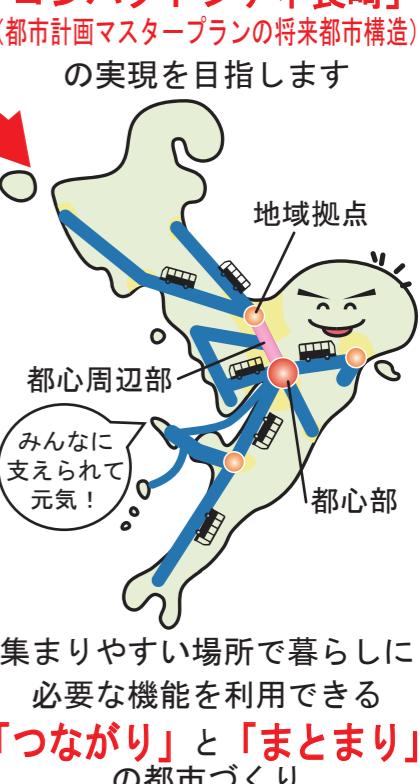
人口が増えていたころは…
住宅が増え、市街地が大きくなっていました



広がった市街地のまま人口減少が進むと…
だんだん人がまばらに暮らすまちに変わります



20年後に目指すまちの姿
「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」
(都市計画マスターplanの将来都市構造)の実現を目指します



2 みんなでまちを支えるしくみ

しくみ①

暮らしに必要な施設を守るしくみ

公共交通を利用して集まりやすい場所（都市機能誘導区域）に「多くの市民が利用する施設」を誘導、維持します。

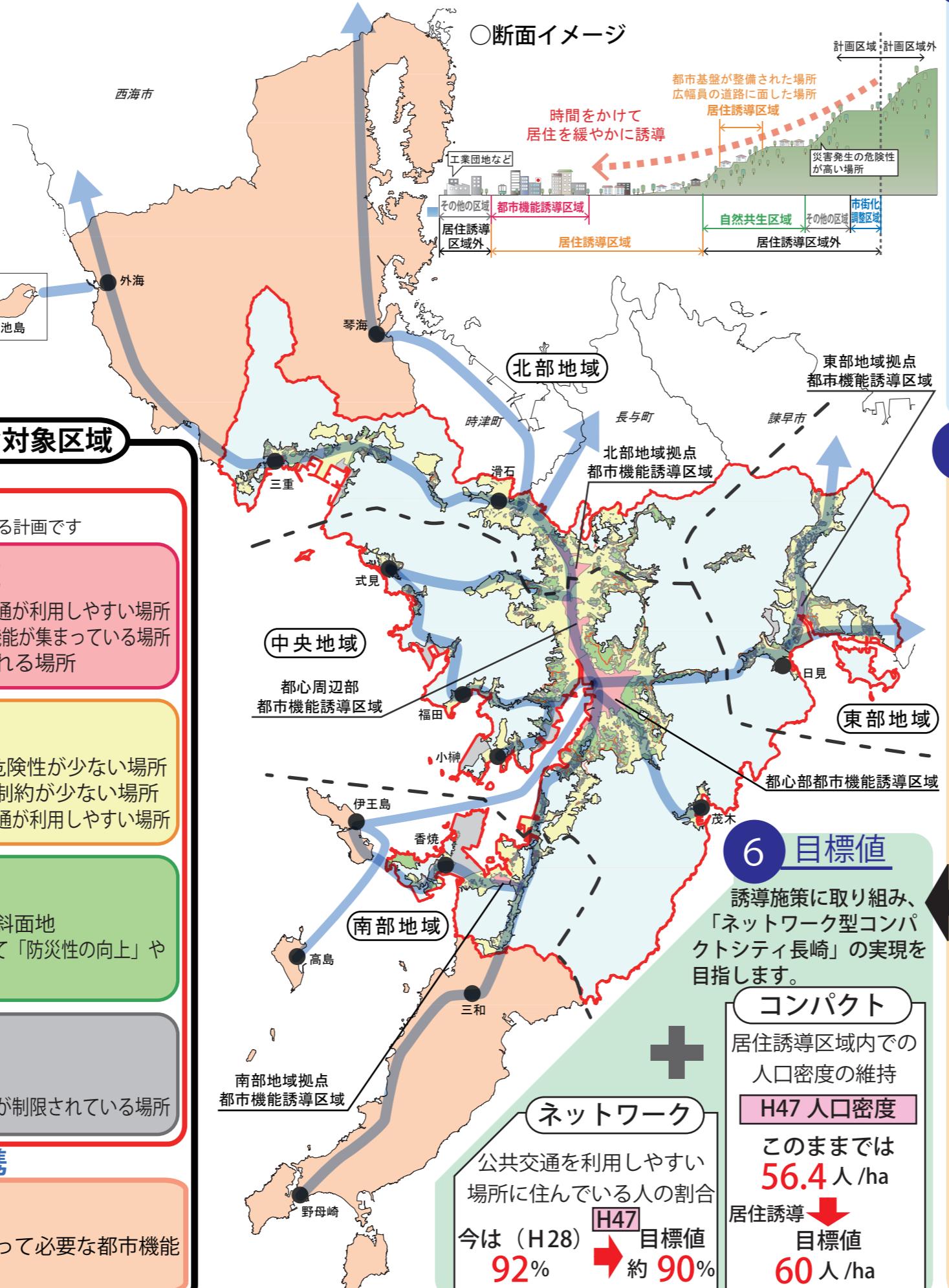
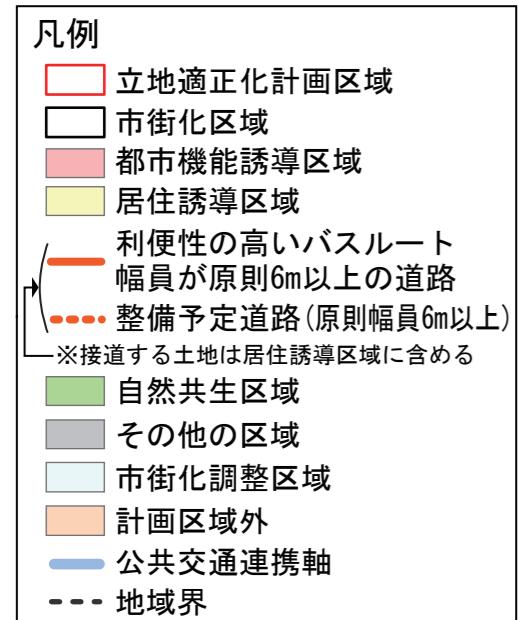


しくみ②

暮らしに必要な施設をみんなで支えるしくみ

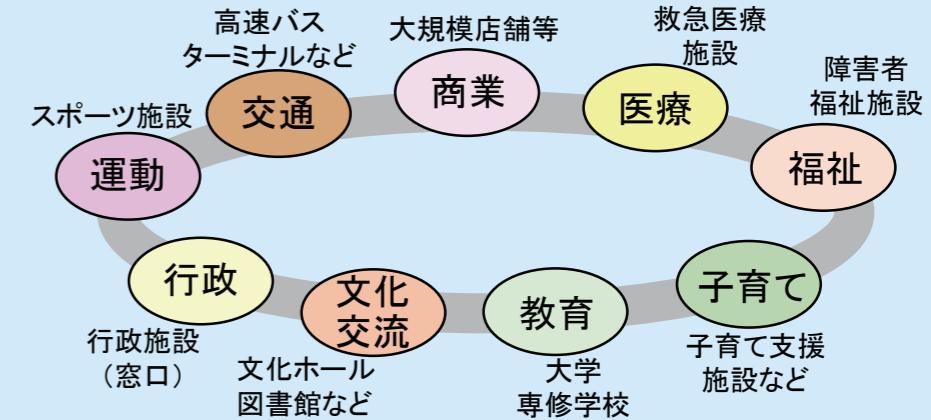
暮らしに必要な施設を利用して支えていくため、その周辺の安全で暮らしやすい場所（居住誘導区域）に時間かけて緩やかに居住を誘導し、一定の人口密度を維持します。

3 都市機能および居住誘導区域図



4 誘導施設

都市機能誘導区域ごとに誘導施設（市全体や地域全体を利用圈とし多くの市民が利用する施設）を位置づけます。誘導施設を整備する際、事前届出が必要となる場合があります。（4ページをご参照ください）



5 誘導施策(実現に向けた取組み)

まとめ(コンパクト)

方針 高次な都市機能の維持・増進(都市機能誘導区域)

- 中心市街地の活性化による都市の賑わいと活力の創出
 - 新大工町地区、浜町地区市街地再開発、新文化施設整備
- 快適で暮らしやすい市民生活の実現
 - 新市庁舎建設、中核となる子育て支援施設の設置
- 都市機能を誘導しやすい環境づくり
 - 都心部の高度利用に向けた規制緩和

方針 長崎らしい安全・安心で快適な暮らしの提供(居住誘導区域)

- 安全・安心で快適な空間の創出
 - 公園の再編、広幅員道路の早期整備
- 安全・安心な場所への住み替えしやすい環境づくり
 - 空き家の活用、リフォーム補助、市営住宅の活用

つながり(ネットワーク)

方針 公共交通ネットワークの保持

- 地区間ネットワークの形成と公共交通の維持
 - 長崎市公共交通総合計画 (H29 策定中)

方針 機能間の連携強化

- 情報ネットワークなどの活用による様々な機能の連携

自然共生

方針 自然と共生した、ゆとりある暮らしの維持

- 人口減少下で生じる空間の有効活用による防災性の向上
 - 老朽危険空き家の除却